

平成 20 年 3 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 20 年 3 月 14 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

出光	ケイ	委員長
三浦	溥太郎	委員
奥寺	康彦	委員
齋藤	道子	委員
永妻	和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	大坂	茂夫
管理部長	長澤	潤
管理部長	奥田	幸治
管理部長	阿部	信行
管理部長	井上	昭
管理部長	高田	利男
生涯学習部長	外川	昌宏
生涯学習部長	永塚	高行
生涯学習部長	渡辺	浩
生涯学習部長	横山	治久
生涯学習部長	大場	智和
教育研究所長	阿部	優子
中央図書館長	根本	博行
自然・人文博物館	柳田	泰光
美術館	森山	武

4 傍聴人

1 名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 20 年 2 月 16 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに卒業式についてです。教育委員の皆様にもお忙しいなかご出席いただき、ご祝辞を賜りありがとうございました。今年度は市内全中学校から約 3,500 名、横須賀総合高等学校から全日制 317 名、定時制 42 名が卒業いたしました。いずれの卒業式も特に目立った混乱も無く、粛々と執り行われました。

来週 18、19 日には小学校の卒業式が行われます。教育委員の皆様には改めましてご出席の程よろしくお願いたします。

続きまして平成 20 年横須賀市議会第 1 回定例会についてです。平成 20 年 2 月 22 日から 33 日間の会期で平成 20 年横須賀市議会第 1 回定例会がはじまりました。2 月 28 日、29 日、3 月 3 日には代表質問が行われ、教育委員会関連では、美術館のあり方、教育現場の実態について、正規教員の配置の必要性、学校のバリアフリー化、近代化遺産の収集・展示について、小中一貫教育の推進、小学校給食残さについて、性的マイノリティに関する学校現場での取り組みについて、視覚障がいのある方々への美術館・博物館の取り組みなど多岐に渡る質問がありました。

なお前回の定例会でご説明いたしました再編交付金を活用した各学校への校内 LAN 整備、総合体育会館の空調整備、市立学校への A E D の配備にかかる平成 19 年度補正予算は 3 月 3 日に議決されておりますことを申し添えます。また平成 20 年度予算については委員会において審議が行われているところです。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

日程第 1 議案第 9 号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第 9 号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』ご説明いたします。今回の改正は、教育委員会事務局並びに学校を除いた教育機関と附属機関の執行する事務について規定しております教育委員会事務局等事務分掌規

則について、平成 20 年度の組織改正などに伴う所要の条文整備を行なうものがあります。

はじめに 3 ページをご覧ください。第 7 条生涯学習課の事務分掌の第 6 号「人権同和教育に関すること」及び学校教育課の事務分掌の第 13 号「人権同和教育の施策の調整に関すること」につきましては、来年度から神奈川県の実策名称が、人権同和教育から人権教育に変更されることに伴いまして、表記を改めるものでございます。

続きまして、コミュニティセンター条例が本年 4 月 1 日に施行されることに伴いまして公民館条例が廃止になります。この関連の条文整備を行なうものがございます。3 ページの第 7 条生涯学習課の事務分掌の第 11 号「公民館、万代会館及び婦人会館の管理に関すること」から、公民館を削除いたします。また 5 ページ第 7 条の 2 の第 8 号中の公民館を削除いたします。また 6 ページの第 11 条中央図書館の事務分掌の第 3 号とその下に第 18 条と第 18 条の 2 というのがございますが、これにつきましては公民館がコミュニティセンターになることに伴いまして、表記を改め、または削除をいたします。

続きまして、3 ページの下から 6 行目でございます。学校教育課の事務分掌の第 10 号につきましては記載のとおり、また 4 ページ学校保健課の事務分掌の第 4 号「学校保健の指導助言に関すること」につきましても記載のとおり表記を整理いたします。

続きまして、3 ページ下から 4 行目学校教育課の事務分掌の第 12 号「障害児教育に関すること」につきまして、障害児に限定することなく、不登校や反社会的行動等を含めて支援や配慮を必要とする子ども達の課題に対応して総合的な施策を行っていくために、「支援教育に関すること」と表記を改めるものでございます。

最後に 5 ページの第 9 条教育研究所の事務分掌の第 4 号「情報教育の推進に関すること」ですが、来年度から再編交付金による校内 LAN 整備などを進めるにあたりまして、あらためて教育の情報化推進を明確にするために、「教育の情報化推進に関すること」と表現を改めるものであります。また同条の第 6 号「教育相談に関すること」ですけれども、来年度から学級経営相談に関すること以外の教育相談業務がこども育成部に整理・統合されることに伴いまして、記載のとおり表記を改めるものであります。改正の内容については以上のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(質問・意見なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第 9 号は、「総員挙手」をもって原案どお

り可決、確定する。

日程第2 議案第10号『学校用務員の勤務時間及び職務に関する規定中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案10号『学校用務員の勤務時間及び職務に関する規定中改正について』ご説明いたします。この改正は、学校用務員の職務内容を変更するものでございます。現規定では、学校用務員の職務に、メールカーの業務というものがございまして、メールカーというのは、各学校に文書等を配布する逓送便のことです。現在、学校用務員2名が、勤務地を教職員課として、メールカーを担当しております。このメールカーの業務を次年度から、教職員課の業務といたします。そのために、用務員は勤務地を学校に戻すということにし、教職員課としてメールカーの業務を担当して、各学校に文書等を配布するという形にするために、用務員の職務から外すということで、従事するという部分を削除し、番号が一つずつ繰り上がるということでございます。

(三浦委員)

そうするとメールは教職員課の職員が配るのか。

(教職員課長)

教職員課の職員が配る。

(出光委員長)

メールカーの頻度というのは時期にもよるかとは思いますが、1日の稼働率はどのくらいか。どれくらい学校に資料を配っているのか。

(教職員課長)

特に年度始めや年度末など、各教職員に配る冊子等がある場合は、大量になるが、平均的には、学校ごとの逓送用の袋に半分から一杯の間の量を常にやりとりしている。また頻度としては、毎日行っているが、全ての学校を1日で行くことが出来ない。車が2台あり、午前中は2台稼働、午後は1台稼働という体制で、2日半で全ての学校を回れるという形で実施している。

(出光委員長)

今までは、用務員が行っていたということだと思うが、同じ人が用務員を辞めて教職員課に所属するということではないのか。

(教職員課長)

そうではなく、別の職員が行う。

(齋藤委員)

メールカーというのは、教育委員会から学校、学校から教育委員会というやりとりと思うが、学校同士のやりとりは、入っていないのか。

(教職員課長)

例えば、A学校からB学校へ文書を送りたいという場合には、その袋に入れて、一旦教職員課に持ってくる、そこで教職員課が各学校へ割り振り、次の便のときに当該学校へ持っていくという形になる。

(奥寺委員)

教職員課で行うにあたって、その職員を新たに採用するのか、それとも今いる職員で行うのか。

(教職員課長)

2名は正規職員で、他の課から異動してくる。それから不足する分については、臨時職員と再任用職員で対応する。

(管理部長)

従来は市で様々な専門職の職員を採用しており、運転専門の職員も採用していた。ただ昨今は運転を専門とした職員を採用する状況ではなくなった。ただ、運転手採用の職員は、運転技術では他の一般職員よりもかなり高い技術を持っているので、そういった職員を人事異動で配置し、メールカー運転に従事させる。そうすることで、例えば学校の中に車で入る際に、校庭で子どもが飛び出してきたような場合でも、普通の職員が運転した場合に比べて上手に対応できることも考えられる。今回は、運転手2名をメールカー職員として教職員課に配置するという形にしており、新規雇用という方法ではない。

(出光委員長)

メールカーで運ぶうち、非常に重要な文書などについて、セキュリティは、

一人で運んでいたりすると、施錠などをしていても管理が大変かと思うが、その辺の安全対策はどうなっているか。

(教職員課長)

基本的に、車1台につき2人で、1人が運転、1人がセキュリティなどという分担になっており、その体制で学校を回っている。

(出光委員長)

2日間あれば全ての小学校あるいは全ての中学校を網羅できるということで、業務が大変忙しいとは思いますが、メールカーを担当する職員は、そのときそのときで、現場の風を感じる事が出来るとおもう。そのときに率直に感じたことなどがうまく教育委員会に報告され、吸い上げることができればよいと思う。

(教職員課長)

そういった学校の様々な情報を聞きながらやっていきたい。

(管理部長)

やはりメールカー担当の職員は、1日外に出てしまうことが多いため、課長と接する時間が少ない。朝出発前に、ミーティングなどを課長の席の前で行い、その日の状況や天気などについて打ち合わせをし、その後で出発するようにすることで、その間に情報収集もできるのではないかと考えている。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』

(総務課長)

教育長に委任する事務等に関する規則中改正について報告させていただきます。本規則につきまして、関連します地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ほか、本市の情報公開条例と整合を図る必要がありますことから、本年4月1日付の改正を考えております。今月末に臨時会の形で提出させていただきますので、あらかじめご承知おきをいただきたく、お願いいたします。

『教職員手当等支給規則中改正について』

(教職員課長)

『教職員手当等支給規則中改正について』ご報告させていただきます。説明資料をご覧ください。「市立高等学校及び市立幼稚園の教職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」の改正に伴い、『教育職員手当支給規則の一部改正条例』案の市議会議決後に行うために、改正内容の概要をご説明させていただきます。1ページをご覧ください。「教育職員手当等支給規則」についてですが、「市立高等学校及び市立幼稚園の教職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」の改正に伴い、管理職手当を従来の給料月額に一定の率を乗じた金額とする定率制から、給料月額に関わらず職務の給別の定額制とするものであります。管理職手当の額につきましては定率制をとってまいりましたが、平成17年度に人事院が、給与構造改革の一環として、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるように、俸給表別職務の級別に定額制を採用するよう勧告しております。一般職の国家公務員はこの勧告を受け、平成19年度から管理職手当の定額制を採用しましたが、本市におきましては平成20年度から国に準じた改定を行うため、教育職員の管理職手当の支給に関する条例及び規則改正を行うものであります。改正内容につきましては、県費負担教職員の管理職手当支給基準に準拠した内容となっております。また規則改正に伴う経過措置及び所要の条文整備も併せて行います。前回の委員会で定率制から定額制へという話しはさせていただきましたが、今回はその金額についてのご報告でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(出光委員長)

2月の定例会で改正について話しを聞いたので、内容は理解しやすかった。改正後の定額制の金額は、いろいろな角度から精査されていると思うが、経過措置というのがあって、平成22年3月31日までは従前額の保障、また降格もあるということだが、現在の支給額からマイナスになる方はいないということを考えて出された金額ということでよいか。

(教職員課長)

新しい計算でマイナスがあったとしても従前の金額を保障する。従前の計算と新しい計算を比べて高いほうをとるので、支給額がマイナスになるということはない。

(他に質問なし)

『学校選択制に関するアンケート集計結果について』

(学校再編担当課長)

本年4月の中学校入学者に係る「学校選択制に関するアンケート集計結果について」報告いたします。

資料の4ページをご覧ください。調査の概要ですが、中学校の学校選択制につきましては、中央ブロックの4校、中央ブロック及び衣笠ブロックの8校での2ヵ年の試行を踏まえ、平成17年度からは市内の全中学校で実施しております。全市実施4年目でございます。このアンケート調査は、制度の検証や課題の整理、また翌年度以降に向けてより充実した制度運営を検討するために、実施するものでございます。アンケートの対象は、小学校につきましては、本年4月に中学校へ進学する小学校6年生の児童と保護者で、24校を抽出し、各校1クラスずつ実施いたしました。教員につきましては、16校を抽出いたしました。中学校につきましては、12校を抽出し、1年生各校1クラスずつ実施し、教員は、8校を抽出いたしました。対象の小中学校は、5ページのとおりです。実施期間は、平成20年2月1日から12日の間に行いました。配布数及び有効回答率等は、ご覧のとおりです。

このアンケートの結果についてですが、全体的に、昨年度から大きく回答の傾向が変わった項目はございません。概要をご説明いたします。11ページをお開きください。一番下のグラフです。学校選択制について聞いたところ、保護者・中1生徒では約7割、教員については約5割が「選択制はあった方がよい」と回答しています。なお、11ページの一番上のグラフをご覧ください。選択制を利用して学区外の中学校を選択した人だけで見ますと、保護者では約8割が「選択制はあった方がよい」と回答しています。これは、小6児童・中1生徒でも同様の傾向となっております。

次に10ページをご覧ください。こちらは「学校を選んだ理由」でございます。保護者に聞いたところ、「学校の近さや通学のしやすさ」「友人関係」「地元の中学校」といった項目が上位を占めています。選択制で学区外の学校を選んだ人だけで見ますと、「部活動の状況」というのも理由として挙げる人が多くなっています。この傾向は、小6児童・中1生徒でも同様となっております。なお本年の選択制のときには、選択制の申込をするときに参考でどんな理由で申し込みましたかという理由もお伺いしました。そのアンケートでもやはり同様な傾向でした。

次に12ページ、下のグラフをご覧ください。「学校選択による意識の変化」

について、保護者に聞いたところ、「関心はなかった」とする人が約半数でしたが、「以前と比べて関心が高まった」とする人は、約3割でした。選択制で学区外の中学校を選んだ人だけで見ると、半数以上の人が、「関心が高まった」「自分で選んだ中学校であるという意識を持った」としています。また、25ページをご覧くださいと、「自分が選択した中学校に進学したことに対する意識」について、中1生徒にとったアンケート結果を載せておりますが、選択制で学区外の中学校に進学した人ほど、学校に対する関心・意識が高いことが伺えます。

最後に、教員のアンケート結果についてですが、29ページをご覧ください。下のグラフです。「学校選択制について」、保護者や生徒と比べると、「あった方がよい」という回答が少なく、「必要ない」という回答が多くなっています。これは毎年の傾向でございます。また、30ページには、教員に対し、制度のメリット、デメリットを挙げてもらっておりますが、総じて、デメリットに対する記述が多いことが伺えます。このように、学校選択制に対する教員の理解は、まだ、十分ではないことを物語っているものだと思います。

今後に向けてでございますが、学校選択制は、全市導入4年目となり、アンケート結果も毎年大きな変化がないことから、制度として定着してきたと思われれます。しかし、教員の意識の問題、受入枠の設定や抽選の実施など、課題もありますので、今後、制度の運用や効果の検証を行っていくとともに、学校長や教員への説明を通して、制度に対する理解をお願いしていきたいと思っております。また保護者に対しても、生徒に対しても制度の周知に努めていきたいと考えております。以上、学校選択制に関するアンケート集計結果を報告いたします。

(齋藤委員)

毎年見ていると、先生方の意識が毎回生徒に比べて低いというか、学校選択制に賛成でないという結果になっている。30ページのデメリットの項目を見ると、例えば一番高いのが、学校規模により学校間の格差が広がるという危惧だが、全市導入4年目になって、本当に格差が広がってきているかどうか、ある程度数字的に追えるかと思う。先生方が危惧している問題は、4年間の実績で数字的にフォローできるものと、あとは先生方の指導地域が広がったことによって大変であるとか、ある意味感情的なもの2つあると思うが、一応数値的に追えるものは、検証し、その結果によって徐々に先生にも、危惧されていることについてはこういう結果である、ということで対話が出来ていけばいいかと思う。

(学校再編担当課長)

選択制の実施によって、選択する生徒が多い学校、選択されずまた他の学校を選択されることで、生徒が少なくなっていく学校というのがあるのは事実である。現実には久里浜中学校については、本年も昨年も希望が多くて抽選になっている。ただ私どもとしては、選択制については、受入枠の設定もしており、最大の上限が、40人1クラス程度としているので、そういう意味で集中に歯止めがかかっていると思う。またその歯止めによって、本来の学校に戻っていく方も多いと考えている。

齋藤委員の質問にあった、4年目で規模の差についてのアンケート結果が毎年同じ傾向というのには、その通りである。ただ選択制によって大きく学校の規模に差が出ているわけではないと認識している。逆に選択制がなかったら、本来学校の生徒が、40人に満たないところが選択制によって2クラスになっているような状況もあり、学校の規模の格差の拡大というのは、あまりつながっていないのではないかと認識している。

ただ、「学校間の格差」がどういう意味合いなのか、については、非常に難しい。それぞれ細かい経緯が出てきていないので、そういった意味で「学校間の格差」については、捉えきれていない。耳に入ってくるなかでは、施設の格差というのがあるのではないかと、ある施設がある学校とない学校とあり、そういう意味で選択されているという意見も校長会等から聞いている。また施設的なこととはまた違うが、部活のある・なしで選ばれる方も多し、友達関係で選ばれる方も多しということもありますので、そういうことも含めて、制度としては安定的に運営できているかとは思っているが、改良・改善の余地があると考えているので、現場の中学校の先生方・送り出す側の小学校の先生方と今後も引き続き協議したいと考えている。

(齋藤委員)

例えば受入の数を決めているから規模としてもあまり差が出ていないというのは事実だと思う。先生方がいうところの格差の中身が問題なわけだが、少なくとも学校の規模による格差がない、むしろ本来であれば減っていったところが増えているという状況も踏まえ、いろいろと問題はあるのだけれども教育委員会としては、その点についてはこう考えている、こういう事実がある、そういったことを先生方にきめ細かく、常に提供していく必要がある。先生方にも、この点は心配していたけれど、実際は大丈夫なのだと思っていただけ。また一面こういうところはさらに問題だと思うというようなところも出てくると思うので、教育委員会と先生方が学校を通してお互い意思疎通をしていくということが必要だと思う。

(生涯学習部長)

後のほうに、先生方に対するアンケートの結果が載っていますが。アンケートの選択肢があるわけですので、どこかを選ぶことになる。格差という意味で、それぞれがいろいろな思いのなかで選んでいるので、格差とは何かということをもっと教育委員会が説明をしなければならぬと思う。しっかりと説明しなければ、先生方が何を選んでよいのか、どういう思いで選んだか、というのがわからない。

もうひとつは、34 ページにいろいろ書かれているが、先生方は学校選択制によって、3 番に意見として出ている、事務の増加も含めメリット・デメリットいろいろあると思うが、しかし、中学生、児童、保護者が希望しているなかで、なんとかそれを叶えてあげなければならないという思いというのは強い。そういう部分も教育委員会で把握しながら対応すべきものは対応していかなければならぬと考えている。

(出光委員長)

抽選になった久里浜中のことだが、抽選で外れると学校選択制の意味がないと、8 ページのところに意見があった。抽選というのは受入枠もあるし、システムとして仕方ないとは思いますが、例えば、第 1 希望に加えて第 2 希望、第 3 希望がある方が、よりこのシステムがよくなるのではないか。

生涯学習部長の発言のとおり、アンケートの中で格差を細分化することがこちらからの提示として必要になると思うが、逆に受け取る学校の先生方もこの学校選択制で変わることが学校の特色づくりにつながり、独特の学校経営が出来るかと前向きに考えていただきたい。

(学校再編担当課長)

前年度から、第 2 希望まで書けるようになっている。久里浜中以外は抽選になっていないので、それ以外の学校を希望した方は皆さん入れた。久里浜中を選んだお子様で、抽選に漏れた方は待機登録をしていただくことになっているが、待機登録をするのか第 2 希望に行くのか、意志確認をしている。第 2 希望を書いていただいて、そのまま第 2 希望へいくという方もいるが、現実としては待機登録をしていただいて、2 月 15 日までの待機期間がすぎると本来校にいかれる方が多い。第 3 希望も検討課題とは思いますが、第 2 希望ですら選ばれることが少ない状況では、どうかなと思っている。制度を運営していくにあたり、当初は第 2 希望が書けず、書けるようにしたが、第 2 希望を書く方が少ない。今年はそれでも書いた方は多かったが、書いても現実問題として第 2 希望を選んだ方は少なかったという状況である。

(永妻委員)

完全実施から4年たったなかで、教員のアンケート結果でデメリットとして考えられている部分のひとつひとつを学校と教育委員会でより詳細な分析をし、将来に向けてこの部分はこうしていけば、もう少しいい形で展開できるなどの検証が必要だと思う。あらためてアンケート結果を見ながら、今までの実績を踏まえたひとつひとつのデメリットとして考えられる部分の解消に努めていかないと学校選択制の良さ、あるいは子ども達にとってのよい環境という面がなかなか発信できないと感じたのでやっていきたい。これは現在各地域で行われている学校の再編とも大きく絡んでくるところかと思うので、事務局と一緒に、また委員の意見もいただきながら、改善していく点であろうと思っている。

(他に質問・意見なし)

委員質問

(齋藤委員)

最近テレビ等で報道されております麻疹の問題ですが、横須賀市では今現在どのような状況か。

(学校保健課長)

11月末からの発症で横須賀地区は県下で1番になった。そのため市の感染症対策ということで保健所を中心に蔓延防止のための手を打ってきた。例えば、3月31日までは2回目の接種を無料で受けられるということも全市に周知しているし、また4月からは予防接種法が変わるというお知らせもしている。このところの状況について、一番悪かったのは2月の中旬から3月の頭にかけてだが、小・中・高で200名くらいの発症報告があった。3月の10日を過ぎて、落ち着いてきており、発症報告はぼつぼつというところである。ただし、まだ横須賀地区としては油断が出来ないという状況である。

(三浦委員)

2回目の接種を受けられるということですが、3月一杯ですか。

(学校保健課長)

3月一杯まで無料で受けられる。ただし条件はありまして、1回目を接種してその後、接種しておらず、麻疹にかかったことがない方ということで、詳しく

くは、保健所を通して、各医療機関のほうに連絡がいつているので、そこで行っていただきたいということである。各学校には、保護者あてにチラシを配ってくださいということで、その概要を送付してある。

(三浦委員)

特定の学年に集中したという傾向があったと聞いている。

(学校保健課長)

ある学校では、小学校2年生という傾向が見られた。

(三浦委員)

特にそういう学年に強調するということはしたのか。

(学校保健課長)

各学校長、学校医に相談のうえ、また保健所からの助言をもらい、蔓延防止についての対策を行ってきた。

(生涯学習部長)

3月31日までになっているので、もう1回各学校にFAX等で、注意喚起をするよう取り組みたい。対象となっている方に行っていただくのが蔓延防止への最良の策かと思うので、再度周知いたしたい。

7 閉会及び散会の時間

平成20年3月14日 午前10時20分

横須賀市教育委員会

委員長 出光紀子